

議案第163号

債権の放棄について（水道局関係）

次のとおり債権を放棄する。

- 1 債 務 者 大阪市住之江区浜口東2丁目8番20号
大昭建設株式会社
- 2 債 権 の 内 容 配水管工事跡舗装復旧工事請負契約に係る私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条に違反する不当な取引制限に係る損害賠償請求権
- 3 放棄する債権の額 金19,320,074円及びこれに対する遅延損害金
- 4 放 棄 の 理 由 債務者の営業実態がないことから、当該債務を弁済することができる見込みがなく、かつ、当該債権の消滅時効の期間が経過しているため

令和4年9月13日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

債務者に対する配水管工事跡舗装復旧工事請負契約に係る私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条に違反する不当な取引制限に係る損害賠償請求権を放棄するため、この案を提出する次第である。